

鬼北町立北宇和病院医療情報システム導入業務
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

鬼北町立北宇和病院（以下「北宇和病院」という。）医療情報システム導入業務（以下「本業務」という。）は、電子カルテ含む医療情報システムを導入及び更新することにより、医療情報の電子化、患者サービスの充実、医療の質向上を図ることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名 鬼北町立北宇和病院医療情報システム導入業務
- (2) 業務内容 北宇和病院が使用する病院情報システム一式の導入及びクライアント端末機器等の周辺機器、ネットワーク等を更新する。（以下のア～ク業務を含む）
 - ア システムの稼働に必要なソフトウェアおよびサーバの納入及び設置
 - イ システムの稼働に必要なクライアント端末機器等の周辺機器の設計及び設置
 - ウ システム稼働に必要なスケジュール等の管理
 - エ 既存機器及び各部門システムとの連携
 - オ ネットワーク構築に係る設計及び施工
 - カ 既存データの移行（医事システム等システム入替を提案する場合）
 - キ システムの運用に必要な職員への研修の実施及びマニュアル・規定等の作成
 - ク 本格運用までの支援
- (3) 契約方法
公募型プロポーザル方式による随意契約とする。
- (4) 履行期限
契約締結日から令和6年3月22日まで
保守管理業務については、本稼働から7年間とする。
- (4) 納入場所
鬼北町立北宇和病院
住所：愛媛県北宇和郡鬼北町近永455-1
- (5) 提案上限額
151,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - ア 提案額は税込みで記載すること。
 - イ システム保守管理業務に係る金額は別とする。別途委託契約を締結する予定であり提案限度額の対象外とするが審査での評価には含めるものとする。提案に際しては、年度毎の経費が分かるように内訳明細表を添付すること。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 令和5・6年度鬼北町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 公告の日から契約締結の日まで、鬼北町の入札参加資格停止を受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）
- (6) 鬼北町暴力団排除条例（平成23年鬼北町条例第14号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに関与していない者であること。
- (7) 提案するシステムは、令和5年1月1日現在、北宇和病院と同規模の公立病院において、システムを納品し、現に稼動している実績があること。
- (8) 保守管理体制が整備され、ハードウェア及びソフトウェアの障害に対し、統一窓口で24時間受付対応が可能であり、迅速に対応できるものであること。

4 事務局（提出先及び問い合わせ先）

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

鬼北町役場 保健介護課 医療対策係

電話番号 代表 0895-45-1111（内線3111）

直通 0895-45-1115（内線3111）

FAX番号 0895-45-3618

メール mitu.watanabe@town.kihoku.ehime.jp

5 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書の内容に不明な点がある場合は、質問書（任意様式）を提出するものとする。

(1) 提出方法

電子メールで提出すること。メール送信を行った際は、事務局まで電話連絡すること。また、件名は「鬼北町立北宇和病院医療情報システム導入業務プロポーザルに関する質問」とすること。

(2) 提出期限

令和5年5月16日（火）午後5時15分

(3) 回答方法

令和5年5月19日（金）までの随時、参加表明者及び質問者全員に電子メールで送信する。

なお、類似の質問についてはまとめて回答するほか、候補者選定に公平を保てない質問等については回答しないことがある。

5 提出書類及び提出期限等

プロポーザルの提出書類及び提出期限等は、下に掲げるとおりとする。

(1) 提出書類等

提出書類	提出期限	提出部数
参加表明書（様式第1号）	令和5年5月23日（火） 午後5時15分まで	1部
会社概要書（様式第2号）	令和5年5月23日（火） 午後5時15分まで	1部
企画提案書（様式第3号）	令和5年6月12日（月） 午後5時15分まで	正本1部、副本9部 CD-ROM1部

(2) 提出方法

持参（土日祝を除く午前8時30分から午後5時15分まで）又は郵送によること。

なお、郵送による場合は、書留又は配達証明にて、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出先

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永800番地1

鬼北町役場 保健介護課 医療対策係

6 参加資格審査及び審査結果通知

提出書類の内容に基づき参加資格審査を行い、参加資格審査結果通知書を送付し通知する。

7 企画提案書の作成方法

企画提案書の提出にあたっては、本実施要領及び仕様書を熟読のうえ、別途定める「企画提案書作成要領」の内容に基づいて作成するものとする。

8 受託候補者の決定方法

(1) プレゼンテーション

提出された提案書をもとにプレゼンテーションを行う。

ア 実施日及び実施場所

日程：令和5年6月19日（月）予定

場所：鬼北町立北宇和病院 大会議室

詳細については、後日通知することとする。

イ 所要時間

プレゼンテーションの説明は1提案者あたり30分以内とする。

(提案書説明20分、質疑応答10分とする)

ウ 留意事項

- (ア) 当日の出席者は3名以内とする。
- (イ) 資料は事前に提出のあった提案書等を使用し、追加資料は受け付けない。
- (ウ) プレゼンテーションの順番は書類の提出順により決定する。
- (エ) スクリーン及びプロジェクターは事務局で用意する。その他の必要機器については、提案者が用意すること。
- (オ) 欠席した場合は失格とする。ただし、交通機関の事故等、やむを得ない理由が生じた場合は、速やかに電話連絡し、その指示に従うこと。

(2) 受託候補者の決定方法

受託候補者を決定するため選定委員会を設置し、委員会においてプレゼンテーション等の内容を総合的に審査し、最高評価点を得た者を受託候補者と決定する。

なお、審査結果については、一切の異議申立てを受け付けないものとする。

9 契約に係る留意事項

受託候補者は、鬼北町と契約締結に向けての協議を行うものとする。仕様書の内容は、企画提案書等の内容が基本となるが、受託候補者と鬼北町との協議により必要に応じて内容を変更する場合がある。

なお、受託候補者と鬼北町との間で協議が合意しないとき、または、受託候補者が辞退した場合は、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

10 失格条件

- (1) プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、実施要領に示した提出方法及び提出期限を守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 正当な理由なく提出書類を提出しなかったとき。
- (4) プレゼンテーションの時間に、正当な理由なく遅れた場合又は出席しなかった場合。
- (5) 審査終了までの間に参加者が、「3 参加資格及び制限」に規定する条件を欠くこととなったとき。
- (6) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (7) その他選定委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認めたとき。

11 その他留意事項

- (1) プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者1者につき1提案とする。
- (3) 提出書類受領後の提出書類の差替及び再提出は原則認めない。
- (4) 提出書類の提出後、町の判断により補足資料の提出や内容の確認を求めることがある。
- (5) 委託業務の処理に伴い生じた著作権その他権利は鬼北町に帰属するものとする。
- (6) 提出書類は、返却しない。
- (7) 参加者が1者のみの場合であっても、選定委員会において提案内容の審査を行い、受託候補者決定の可否を協議する。
- (8) 参加者は、実施要領に定める諸条件に同意した上で、プロポーザルへの参加を表明すること。
- (9) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第4号)を提出するものとする。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の影響により、プロポーザル期間中に内容を見直す場合がある。